（一社）全国防水工事業協会会員のみなさまへ

2020年5月7日

（一社）全国防水工事業協会

会長　高山　宏

平素は当協会運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウィルス禍により、会員の皆様の業務にも多大な影響が出ていることと思います。心からお見舞い申し上げます。

行政からの各種救済措置が発表されていますが、非常にわかりにくいものとなっています。下記にまとめましたので、適宜ご利用し、取引先へも正しい情報発信を心がけていただくようお願い申し上げます。また、各種救済措置につきましては日々変化する可能性がありますので、ご利用の際には必ずご自身で確認の程、宜しくお願いします。

**＜給付＞**

**・事業持続化給付金**

概要：中堅・中小法人200万円、個人事業者100万円を給付。2020年1～12月のうち、前年同月比で売上が50％以上減少等、要件。

詳細：経済産業省新型コロナ感染症関連HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

**・感染拡大防止協力金（都道府県ごとに異なる）**

概要：東京都の営業自粛要請に応じ休業した指定業種・指定施設に対し、50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）を給付。緊急事態措置期間中（2020年4月11日から5月6日？）に休業協力等、要件。

詳細：東京都防災HP

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>

**・雇用調整助成金**

概要：緊急事態宣言を受け、やむをえず休業し、従業員に休業手当を支払った事業者に対し休業手当相当分(改正点であり要確認)を助成。

詳細：厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp>

**・特別定額給付金（現金10万円一律給付金）**

概要：2020年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人へ、一律10万円の給付。

詳細：練馬区HP（→それぞれの市区町村HP）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp>

**＜融資＞**

**・新型コロナウィルス感染症特別融資**

概要：実質無利子・無担保・元本返済の据置最大5年の融資で上限3憶6000万円の融資。下記以外にも商工組合中央金庫や民間金融機関においても同様の制度がある。

詳細：日本政策金融公庫HP

<https://www.jfc.go.jp>

**・練馬区特別融資(→それぞれの市区町村に同様の制度あり)**

概要：利率0.2%、信用保証料は練馬区が補助、据置12ヶ月を含む最長7年の融資で、上限1000万円。

詳細：練馬区HP

<https://www.city.nerima.tokyo.jp>

**＜免除＞**

**・固定資産税免除**

概要：新型コロナウィルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋及び償却資産の令和3年度の固定資産税及び都市計画税が、ゼロまたは1/2に減免される。

詳細：経済産業省新型コロナ感染症関連HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

**＜猶予＞**

**・税、社会保険料の1年間納付猶予**

概要：各種要件のもと、原則として1年間の納付猶予。

詳細：経済産業省新型コロナ感染症関連HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

**一日も早い収束と会員の皆様に笑顔が戻ることを心から祈念申し上げます。**